

【別紙】

募集要項の主な変更点

ページ	今回	前回
P. 7	指定管理事業経理の支出のうち、「光熱費（電気代及びガス代）」について、会計年度ごとに市が定める額に、実際に要した支出額が満たなかった場合、市が定める額と実際に要した支出額の差額を市に返還すること	なし
P. 7	郡家テニスコート駐車場有料化のための整備工事を指定管理者で実施すること	なし
P. 10	統括責任者不在時に副統括責任者の常駐を求めない	統括責任者不在時に副統括責任者の常駐を求める
P. 14	リスク分担表において、事業運営に影響を及ぼす著しい物価・金利の変動については協議事項とする	なし

管理運営仕様書の主な変更点

ページ	今回	前回
P. 10	トレーニング室における人員配置について、「総合体育館トレーニング室及び古曽部防災公園体育館トレーニング室には専門指導員を常時常時1名以上配置することとする。ただし、利用者が安全に利用できる体制が取れる場合はこの限りではない」	トレーニング室における人員配置について、「総合体育館トレーニング室には専門指導員を常時1名以上、古曽部防災公園体育館トレーニング室には専門指導員を常時2名以上配置することとする。」
P. 10	主任トレーナーの資格について、「トレーニング指導に関する資格を有する者が望ましい」	主任トレーナーの資格について、「文部科学省『フィットネストレーナー』または『スポーツプログラマー』、厚生労働省『健康運動指導士』または『健康運動実践指導者』、『ヘルスケアトレーナー』、『体操BC級スポーツ指導員』」
P. 15	2. 2 スポーツ施設管理運営業務 (11) その他 ⑦本市が実施する修繕や工事等については、施設を整備押さえするなど協力すること。また、2週間までの休館を伴う修繕及び工事に係る利用料金等の減収分については、指定管理者の負担とする。2週間を超える休館を伴う場合は、双方協議のうえ、決定する。	2. 2 スポーツ施設管理運営業務 (11) その他 ⑦本市が実施する修繕や工事等については、施設を整備押さえするなど協力すること。
P. 15	2. 3 公園管理運営業務 (1) 基本業務 ①開閉場業務 ・萩谷総合公園 開場：午前6時（始発バス発車前） ※5月から9月については午前5時30分	2. 3 公園管理運営業務 (1) 基本業務 ①開閉場業務 ・萩谷総合公園 開場：午前6時（始発バス発車前）
P. 24	3. 2 スポーツ施設維持管理業務 (4) 芝生等の管理 ①天然芝等の管理 陸上競技場及び萩谷総合公園サッカー場については、芝の保護のため、以下の基準を基本に運用すること。なお先押さえ分については、日程上、基準以上の利用が発生する場合があるが、可能な限り利用できるよう調整すること。 ―(1) 1日の利用時間は合計3.3.0分まで ―(2) 週の利用は3日まで ―(3) 連続利用は3日まで（3日連続利用の場合は3日以上の間隔をあける）	3. 2 スポーツ施設維持管理業務 (4) 芝生等の管理 ①天然芝等の管理 記載なし
P. 24	3. 2 スポーツ施設維持管理業務 (4) 芝生等の管理 ②人工芝の管理 青少年運動広場については、年1回以上メーカーの仕様や基準に適合するようメンテナンスを実施し、人工芝の長寿命化に努めること。	3. 2 スポーツ施設維持管理業務 (4) 芝生等の管理 ②人工芝の管理 記載なし
P. 27	3. 3 公園維持管理業務 (2) 公園植物管理業務 (2) 管理の水準等 ①樹木管理 〇クビアカツヤカミキリの被害対策が必要となった場合は、駆除や防止対策に協力すること。	3. 3 公園維持管理業務 (2) 公園植物管理業務 (2) 管理の水準等 ①樹木管理 記載なし